

熊野市を被告とする訴訟の経過

第1次訴訟

- 2010年
- 5月 6日 熊野市、追悼碑の敷地に2010年度固定資産税を課税。
 - 6月 2日 紀州鉾山の真実を明らかにする会の減免申請を、熊野市は「公共性なし」として「減免不承認の決定」。
- 2011年
- 3月18日 2010年度固定資産税賦課処分取消と減免不承認処分取消を求めて津地裁に訴訟提起。
 - 8月 4日 津地裁 第1回口頭弁論。
 - 9月29日 津地裁 第2回口頭弁論。戸田彰子裁判長、突然弁論終結を宣言。
- 2012年
- 2月 1日 津地裁 不当判決。
 - 4月 3日 慶尚北道議会議員団が熊野市を訪れ、熊野市議会議長に追悼碑敷地の課税撤回と紀州鉾山で亡くなった韓国人にかんする真実糾明を求める。
 - 4月10日 名古屋高裁 第1回口頭弁論。名古屋高裁の長門栄吉裁判長が実質審理せず弁論を終結しようとしたため、ただちに法廷で裁判官忌避。
 - 6月 7日 名古屋高裁、不当判決。
 - 6月18日 最高裁に、上告。
 - 12月18日 最高裁の寺田逸郎裁判長、不当判決。

対熊野市第1次訴訟における裁判官忌避の経過

- 2012年
- 4月10日 第1回名古屋高裁口頭弁論のとき、法廷で裁判官忌避の申立。
 - 4月17日 名古屋高裁、裁判官忌避の申立を却下。
 - 4月23日 最高裁に裁判官忌避の特別抗告。
 - 6月20日 最高裁、裁判官忌避の特別抗告を棄却。

第2次訴訟

- 2012年
- 5月 7日付 河上敢二熊野市長、追悼碑とその敷地の公共性を否定し、2012年度固定資産税納税通知書を出す。
 - 5月24日 紀州鉾山の真実を明らかにする会、熊野市長に、2012年度固定資産税免除を文書で要求。
 - 5月30日付 熊野市長、2012年度固定資産税の「減免不承認通知」(熊税第495号)をだす。「減免不承認の理由」は「申請のあった固定資産に、公共性が認められないため」というもの。
 - 7月 9日付 紀州鉾山の真実を明らかにする会、熊野市長に、2012年度固定資産税賦課処分及び減免不承認処分の取消しを求める「異議申立書」を送る。
 - 9月21日付 熊野市長、2012年度固定資産税賦課処分及び減免不承認処分の取消しを求める「異議申立書」を棄却。
- 2013年
- 3月22日 2012年度固定資産税賦課処分取消と減免不承認処分取消を求めて津地裁に訴訟提起(訴状を出す)。
 - 6月 3日 熊野市、紀州鉾山の真実を明らかにする会の訴状に答弁書を出す。
 - 7月 4日 津地裁 第1回口頭弁論。